

連携施設に関する協定書（例）

那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那珂市条例第31号）第6条の規定による連携施設に係る協定に関し、〇〇〇法人〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇法人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり合意し、本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（保育内容の支援）

第1条 甲は、乙の利用児童に対して、定期的に施設の一部や屋外遊戯場を開放するものとする。

2 甲は、乙の利用児童に対して、集団保育を通じた利用児童同士の関係づくりの一環として、甲の利用児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事への参加を含む。）を実施することとする。

3 甲は、乙の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。

4 甲は、乙の利用児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。

（代替保育の提供）

第2条 甲は、乙の職員が次の各号の事由により保育を提供できないときは、乙の在籍児童を甲で受け入れ、又は乙に保育士を派遣することにより、乙に変わって保育を提供するものとする。

（1）病気の時

（2）研修受講の時

2 乙は、甲に対して、乙の利用児童を甲の施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき日額●,●●●円を支払うものとする。

3 乙は、甲に対して、代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき日額●●,●●●円を支払うものとする。

（第三者への委託の禁止）

第3条 甲は、前2条に規定する業務を、甲以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（卒園後の受け入れ）

第4条 甲は、乙の卒園児が継続して教育・保育を利用できるよう、（最低）●名（以上）分の受け入れを確保するものとする。

2 乙は、卒園後、甲の施設の利用を希望している人数を確認し、毎年●月末までに甲へ報告するものとする。

3 甲は、前項の報告により翌年度4月から受け入れる利用児童数を確定し、その後の受入数の変更は、原則行わないものとする。ただし、乙から報告を受けた以上に、甲が受け入れを可能と判断した場合は、この限りではない。

（食事の提供）

【記入時の注意事項】

連携の内容については、両者協議のうえ決定してください。

【園庭開放】

【合同保育】

【相談・助言】

【健康診断】

【代替保育】

どのような時に、代替保育を依頼するか明確にしてください。

また、保育の場所についても明記してください。

金額は、両者協議のうえ、必要があれば設定してください。

【卒園後の受け入れ】

「○名以上確保する」または、「最低○名分確保する」と明確に表記してください。

認定こども園は、1号、2号の人数を分けて記入してください。

【給食】

第5条 甲は、各号に配慮し、乙の利用児童に対し食事を提供する。

(1) 児童の年齢、発達段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日まで食事の献立表（アレルギー等に対応するため、主の食材を記載したもの）を乙に提出する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容（卵、牛乳除去等）を表示した専用の容器で搬入する。

2 乙は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙の責任で利用児童に食事を提供する。

3 乙は、アレルギー等への配慮が必要な利用児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、利用児童に食事を提供する。

(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲へ連絡する。

(2) アレルギー等への配慮が必要な利用児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。

4 乙が甲に依頼する食事の数量の連絡や代金精算の方法は、別途定める。

(事故への対応)

第6条 第1条及び第2条における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として当該利用児童が在籍する施設において責任を負う。

2 利用児童が甲乙の施設を移動するときは、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として当該利用児童が在籍する施設において責任を負う。

(連携施設に係る費用の負担)

第7条 乙は、甲に対して、連携施設経費として（月額）年額●●,●●●●円を支払うものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、本協定の連携内容に関する実績について、定期的に甲に報告し、確認を受けるものとする。

(効力の期間)

第9条 本協定の効力は、協定締結日より1年間とし、甲及び乙から特段の申し出が無いときは、更に1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第10条 甲または乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、

献立の作成に関する助言等の支援のみの場合は、適宜修正してください。

費用の負担は、両者協議のうえ、必要があれば設定してください。

前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

(信義誠実の原則)

第11条 甲と乙は、本協定の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、本協定の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(疑義の決定)

第12条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ1通を保有する。

年 月 日

甲 那珂市〇〇■■番地■■
〇〇法人〇〇
理事長 〇〇 〇〇 印

乙 那珂市〇〇■■番地■■
〇〇法人〇〇
理事長 〇〇 〇〇 印